

公布された条例のあらまし

◇静岡県部設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 知事直轄組織及び経営管理部を廃止するとともに、企画部、総務部及び財務部を置くこととしました。（第1条関係）
- (2) 企画部、総務部及び財務部の分掌事務を定めました。（第2条関係）
- (3) 令和7年度の組織改正に伴い、各部の分掌事務について必要な改正を行いました。（第2条関係）
- (4) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県食肉センターの設置及び管理に関する条例

1 制定の理由

静岡県食肉センターの設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 静岡県食肉センターの設置の目的、位置、施設及び事業について定めました。（第2条～第4条関係）
- (2) 開場時間、休場日、使用の承認及び不承認、譲渡等の禁止並びに使用の承認の取消し等について定めました。（第5条～第10条関係）
- (3) 静岡県食肉センターの管理を指定管理者に行わせることとし、その業務の範囲を定めました。（第11条関係）
- (4) 指定管理者の指定の手段として、申請の方法、選定基準等を定めました。（第12条～第14条関係）
- (5) 利用料金を指定管理者の収入として収受させることとし、その料金は知事の承認を得て指定管理者が定め、公表することとしました。（第15条、別表関係）
- (6) 指定管理者の指定等に係る準備行為は、施行日前においてもできることとしました。（附則第2項、附則第3項関係）
- (7) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県立特別支援学校施設整備基本計画に基づき、静岡県立静岡視覚特別支援学校を改編し、新たに静岡県立するが視覚総合特別支援学校を設置することとしました。（別表第3関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

1 廃止の理由

静岡県こども・若者施策推進協議会の設置に伴い、静岡県青少年問題協議会を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和7年11月1日から施行することとしました。

◇静岡県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき、職員の定数を次のとおり改めました。（第2条関係）

区 分	改正前	改正後
学校の職員	7,828人	7,747人
県費負担教職員	11,209人	11,177人

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 厳しい治安情勢に的確に対処するため、警察官の定数を次のとおり改めました。（第2条関係）

区 分	改正前	改正後
警視	172人	172人
警部	381人	382人
警部補及び巡査部長	3,703人	3,712人
巡査	1,939人	1,945人

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事する職員等を任期を定めて採用することができるようにするとともに、静岡県人事委員会の勧告に基づき特定任期付職員等の給与改定を行うため、必要

な改正を行いました。

2 内容

(1) 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事する職員等の採用に係る規定の整備

(7) 任命権者は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事する職員及び短時間勤務職員を、任期を定めて採用することができることとしました。(第2条の2、第2条の3関係)

(4) 任期付短時間勤務職員の給与に関する規定を定めました。(第5条の2、第6条の2関係)

(7) その他必要な改正を行いました。

イ 特定任期付職員の給与改定

(7) 特定任期付職員業績手当を廃止しました。(第4条関係)

(4) 特定任期付職員について、勤勉手当を支給することとし、期末手当の支給割合を改めるとともに、勤勉手当の支給割合を定めました。(第5条関係)

(7) 企業職員である特定任期付職員について、勤勉手当を支給することとしました。(第6条関係)

(5) 給料表の給料月額に乘じる率を100分の101.43に引き下げました。(附則第2項関係)

(2) 静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 任期付短時間勤務職員のうち、高齢者部分休業、介護休暇又は育児部分休業を取得した職員の代替として採用された職員については、育児休業をすることができないこととしました。(第2条関係)

イ その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告等に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。

2 内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定等

(7) 職務及び職責をより重視した給与体系とするため、給料表を改定しました。(別表第1～別表第4関係)

(4) 全ての給料表について、給料月額に乘じる率を100分の101.43に引き下げました。(附則第5項、附則第14項関係)

イ 諸手当の改定等

(7) 扶養手当について、扶養親族たる配偶者に係る手当を廃止するとともに、扶養親族たる子に係る手当の月額を引き上げました。(第9条関係)

(4) 扶養手当について、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとしました。(第9条、第10条関係)

- (ウ) 地域手当について、級地の区分に応じた支給割合等を改定しました。（第10条の2、第10条の4、附則第7項関係）
- (エ) 通勤手当について、支給限度額を15万円に引き上げました。（第11条関係）
- (オ) 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員にも支給することとしました。（第11条の5関係）
- (カ) 管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が平日の深夜に勤務した場合の支給範囲を拡大しました。（第18条の2関係）
- (キ) 寒冷地手当について、支給要件を緩和しました。（第22条関係）

ウ 昇給を抑制する措置の改正

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの等については、標準の成績では昇給しないものとししました。（第5条関係）

エ 定年前再任用短時間勤務職員への地域手当等の支給

定年前再任用短時間勤務職員について、地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当並びに寒冷地手当を支給することとしました。（第19条関係）

(2) 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

給料表の給料月額に乗じる率を100分の101.43に引き下げました。（附則第2項関係）

(3) 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

給料表の給料月額に乗じる率を100分の101.43に引き下げました。（附則第2項関係）

(4) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

暫定再任用職員について、地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当並びに寒冷地手当を支給することとしました。（附則第10条関係）

(5) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告等に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。

2 内容

(1) 給料表の改定等

ア 職務及び職責をより重視した給与体系とするため、給料表を改定しました。（別表第1～別表第3関係）

イ 全ての給料表について、給料月額に乗じる率を100分の101.43に引き下げました。（附則第5項、附則第14項関係）

(2) 諸手当の改定等

ア 扶養手当について、扶養親族たる配偶者に係る手当を廃止するとともに、扶養親族たる子に係る手当の月額を引き上げました。（第10条関係）

イ 扶養手当について、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとしました。（第10条、第11条関係）

ウ 地域手当について、級地の区分に応じた支給割合等を改定しました。（第11条の2、第11条の3、附則第7項関係）

エ 通勤手当について、支給限度額を15万円に引き上げました。（第12条関係）

オ 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員にも支給することとしました。（第12条の5関係）

カ 管理職員特別勤務手当について、大学の学長の支給範囲及び管理監督職員が平日の深夜に勤務した場合の支給範囲を拡大しました。（第19条の2関係）

キ 寒冷地手当について、支給要件を緩和しました。（第23条関係）

(3) 昇給を抑制する措置の改正

職務の級が行政職給料表の8級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員については、標準の成績では昇給しないものとしてしました。（第6条関係）

(4) 定年前再任用短時間勤務職員への地域手当等の支給

定年前再任用短時間勤務職員について、地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当並びに寒冷地手当を支給することとしました。（第20条関係）

(5) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告等に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。

2 内容

(1) 給料表の改定等

ア 職務及び職責をより重視した給与体系とするため、給料表を改定しました。（別表第1関係）

イ 給料月額に乗じる率を100分の101.43に引き下げました。（附則第8項、附則第15項関係）

(2) 諸手当の改定等

ア 扶養手当について、扶養親族たる配偶者に係る手当を廃止するとともに、扶養親族たる子に係る手当の月額を引き上げました。（第10条関係）

イ 扶養手当について、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養親族の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとしました。（第10条、第11条関係）

ウ 通勤手当について、支給限度額を15万円に引き上げました。（第11条の2関係）

エ 地域手当について、級地の区分に応じた支給割合等を改定しました。（第11条の6、第11条の8、附則第10項関係）

オ 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員にも支給することとしました。（第11条の10関係）

カ 管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が平日の深夜に勤務した場合の支給範囲を拡大しました。（第18条の2関係）

キ 寒冷地手当について、支給要件を緩和しました。（第22条関係）

(3) 昇給を抑制する措置の改正

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの等については、標準の成績では昇給しないものとししました。（第6条関係）

(4) 定年前再任用短時間勤務職員への地域手当等の支給

定年前再任用短時間勤務職員について、地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当並びに寒冷地手当を支給することとしました。（第19条関係）

(5) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

企業職員と県の他の職員との均衡を図るため、必要な改正を行いました。

2 内容

(1) 特定任期付職員業績手当を廃止しました。（第2条、第15条の2関係）

(2) 扶養手当について、扶養親族たる配偶者に係る手当を廃止しました。（第6条関係）

(3) 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員にも支給することとしました。（第7条の2関係）

(4) 管理職員特別勤務手当について、平日の深夜に勤務した場合の支給範囲を拡大しました。（第12条の2関係）

(5) 定年前再任用短時間勤務職員等について、住居手当を支給することとしました。（第17条の6関係）

(6) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

がんセンター事業職員と県の他の職員との均衡を図るため、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 特定任期付職員業績手当を廃止しました。（第2条、第20条の2関係）
- (2) 扶養手当について、扶養親族たる配偶者に係る手当を廃止しました。（第7条関係）
- (3) 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員にも支給することとしました。（第11条関係）
- (4) 管理職員特別勤務手当について、平日の深夜に勤務した場合の支給範囲を拡大しました。（第17条関係）
- (5) 定年前再任用短時間勤務職員等について、住居手当を支給することとしました。（第25条関係）
- (6) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特殊勤務手当について、勤務の実績をより適正に反映させるため、月額で支給している手当を日額で支給することとするほか、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 税務手当及び社会福祉業務手当について、月額で支給している手当を日額で支給することとしました。（第3条、第5条、第23条関係）
- (2) 税務手当、社会福祉業務手当、精神保健業務手当及び用地交渉等手当の統合等を行い、対人折衝等業務手当としました。（第2条、第3条、第5条、第10条、第21条関係）
- (3) 家畜交配作業手当について、支給対象業務を見直すとともに、名称を家畜取扱手当に改めました。（第14条関係）

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、育児を行う職員の時間外勤務の制限等について、必要な改正を行いました。（第2条、第9条の3、第16条の2、第16条の3関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金条例を廃止する条例

1 廃止の理由

事務事業の見直しに伴い、新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法の改正等に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金について必要な改正を行いました。（第12条の3関係）
- (2) 都市再生特別措置法に基づく都市再生事業に係る不動産取得税の課税標準の特例に関する規定について定めるほか、必要な改正を行いました。（附則第23項～附則第34項関係）

3 施行期日

この条例は、2の(2)については公布の日から、(1)については地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第11号に掲げる規定の施行の日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 静岡県富士登山条例の制定に伴い、入山手数料を新設しました。（別表関係）
- (2) 受益者負担の適正化を図るため、国が示す標準額の改定に基づき、宅地建物取引業の免許申請手数料等の額の改定を行いました。（別表関係）
- (3) 静岡県盛土等の規制に関する条例の改正に伴い、盛土等許可申請手数料等を廃止しました。（別表関係）
- (4) 建築基準法の改正に伴い、引用している条項を改めました。（別表関係）
- (5) 受益者負担の適正化を図るため、一級建築士事務所の登録又は更新の登録申請手数料等の額の改定を行いました。（別表関係）
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画に係る軽微変更該当証明書交付手数料等の新設及び建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の額の改定を行うほか、必要な改正を行いました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

企画展示の充実を図るため、観覧料の上限額を撤廃することとしたことに伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例
- (2) ふじのくに地球環境史ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例
- (3) 静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例
- (4) ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設に係る事業の拡充に伴い、次のとおり改正を行いました。

- (1) 静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の名称及び設置の目的を改めました。
(題名、第1条、第2条関係)
- (2) 新たに設置する研究開発室及び調査分析室並びに新たに整備する設備等の使用の手続及び使用料の額を定めるほか、必要な改正を行いました。(第3条～第8条、第10条～第12条、別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

清水港において、上屋を新たに整備することとしたことに伴い、上屋の使用料を改めました。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内で規則で定める日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 県と市で協議が調った事務を令和7年度当初から移譲することとしたことに伴い、新たに市が処理することとなる事務の追加をする改正を行いました。(別表第1関係)
- (2) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の改正に伴い、引用している条項を改めました。(別表第1関係)
- (3) 静岡県盛土等の規制に関する条例の改正に伴い、新たに静岡市及び浜松市が処理することとなる事務の追加をする改正を行いました。(別表第1関係)
- (4) 建築基準法等の改正に伴い、新たに市町が処理することとなる事務の追加等をする改正を行いました。

た。(別表第1関係)

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県盛土等の規制に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

宅地造成等規制法の改正等に伴い、災害の防止に関する規定を削るほか、必要な改正を行いました。

(題名、目次、第1条～第5条、第7条～第45条関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年5月26日から施行することとしました。

◇静岡県富士登山条例

1 制定の理由

富士登山に関し必要な事項を定めることにより、富士山の環境の保全及び安全で快適な富士登山の実現を図り、もって世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を保全し、後世に引き継ぐため、条例を制定しました。

2 内容

(1) 入山をする登山者の遵守事項について定めました。(第3条関係)

(2) 入山の届出について定めました。(第4条関係)

(3) 入山証について定めました。(第5条関係)

3 施行期日

この条例は、令和7年5月9日から施行することとしました。

◇静岡県土採取等規制条例を廃止する条例

1 廃止の理由及び内容

宅地造成等規制法の改正により、切土等が全国一律の基準で包括的に規制されることに伴い、静岡県土採取等規制条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和7年5月26日から施行することとしました。

◇静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 麻薬及び向精神薬取締法の改正に伴い、必要な改正を行いました。(第15条関係)

(2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の改正に伴い、引用している法律の題名及び条項を改めました。(第16条の3関係)

2 施行期日

この条例は、1の(1)については公布の日から、(2)については特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

県の組織改正に伴い、総務委員会の所管を改めました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 消防団活動に協力する事業所等を有する法人等を支援し、円滑かつ安定的な消防団活動の確保を図るため、法人の事業税にあっては令和10年3月31日までに終了する事業年度まで、個人の事業税にあっては令和9年まで引き続き不均一課税を実施することとしました。(第3条、第4条関係)

- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。